別表第五十四（第三条第九号関係）

帳票ＩＤ	0150020	適合基準日：令和８年４月１日
帳票名称	差押解除通知書（不動産）（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十九条執行機関用）	

項番	印字項目			実装必須項目	標準オプション項目	備考	読元表										
	大分類	中分類	小分類				内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	送付先	郵便番号		●			送達先欄に印字する郵便番号（「９９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
2	送付先	住所又は所在地		●			送達先欄に印字する宛名住所又は所在地	1	有	宛名住所・所在地型	17/3	－	○	－	11		
3	送付先	氏名又は名称		●			送達先欄に印字する宛名氏名又は名称	1	有	宛名氏名・名称型	17/2	－	○	－	11		
4	送付先	カスタマーバーコード		●			カスタマーバーコード付与	－	－	－	－	－	－	－	－		
5	用紙区分			●			“（執行機関用）”を印字	1	無	全角	10	－	－		11	－	
6	通知書タイトル			●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	通知書タイトルを印字	1	無	全角	7	－	－		18	－	
7	通知先			●			執行機関名を印字執行機関名は“　御中”を付ける	1	無	全角	15	－	○	－	11	－	
8	文書番号			●			文書番号を印字	1	無	番号型	10	－	－		11	－	
9	通知日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	通知日を印字	1	無	日付型	2	和暦	－		11	－	
10	通知日	年月日		●			通知日を印字	1	無	日付型	9	和暦	－		11	－	
11	通知書本文			●			通知書本文テキストを印字	1	有	全角	40/3	－	－		11	－	
12	発行者名	肩書き		●			首長肩書など。例）●●●長	1	無	全角	13/2	－	－	－	11		
13	発行者名	首長名		●			首長名など。例）●●　●●	1	無	全角	12	－	－	－	11		
14	公印			●			公印のイメージデータを印字	1	無	－	－	－	－		－	－	
15	滞納者	住所（所在地）		●			滞納者の住所＋全角スペース＋方書を印字	1	有	全角	37/2	－	○		11	－	
16	滞納者	氏名（名称）		●			滞納者の氏名を印字	1	有	全角	37/2	－	○		11	－	
17	差押解除財産			●			差押解除財産を印字	1	有	全角	35/13	－	○		10	－	桁数超過の場合、“※財産の詳細は、別紙財産目録のとおり”を印字
18	事件番号			●		元号については、改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	事件番号を印字	1	無	全角	15	－	－		11	－	
19	差押年月日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	差押年月日を印字	1	無	日付型	2	和暦	－		11	－	
20	差押年月日	年月日		●			差押年月日を印字	1	無	日付型	9	和暦	－		11	－	
21	執行機関名			●			執行機関名を印字	1	有	全角	15/2	－	○		11	－	
22	差押解除日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。	差押解除日を印字	1	無	日付型	2	和暦	－		11	－	
23	差押解除日	年月日		●			差押解除日を印字	1	無	日付型	9	和暦	－		11	－	
24	摘考			●			摘考を印字	1	有	全角	47/6	－	－		11	－	
25	お問い合わせ先	お問い合わせ先		●			お問い合わせ先	1	無	全角	9	－	－	－	11		
26	お問い合わせ先	担当部署		●			例）●●●市役所●民税課　課税係	1	無	全角	26/2	－	－	－	11		
27	お問い合わせ先	担当者名		●			例）担当●●●	1	無	全角	10	－	－	－	11		
28	お問い合わせ先	郵便番号		●			郵便番号（「９９－９９９９」形式）	1	無	全角	8	－	－	－	11		
29	お問い合わせ先	所在地		●			所在地	1	無	全角	26/2	－	－	－	11		
30	お問い合わせ先	電話番号（内線番号）		●			電話番号（内線番号）	1	無	全角	26	－	－	－	11		
31	帳票整理番号				●	帳票自体の特定が可能な番号を印字する。	帳票自体の特定が可能な番号を印字	1	無	半角	20	－	－		11	－	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。